

# 農地を 転用 するとき

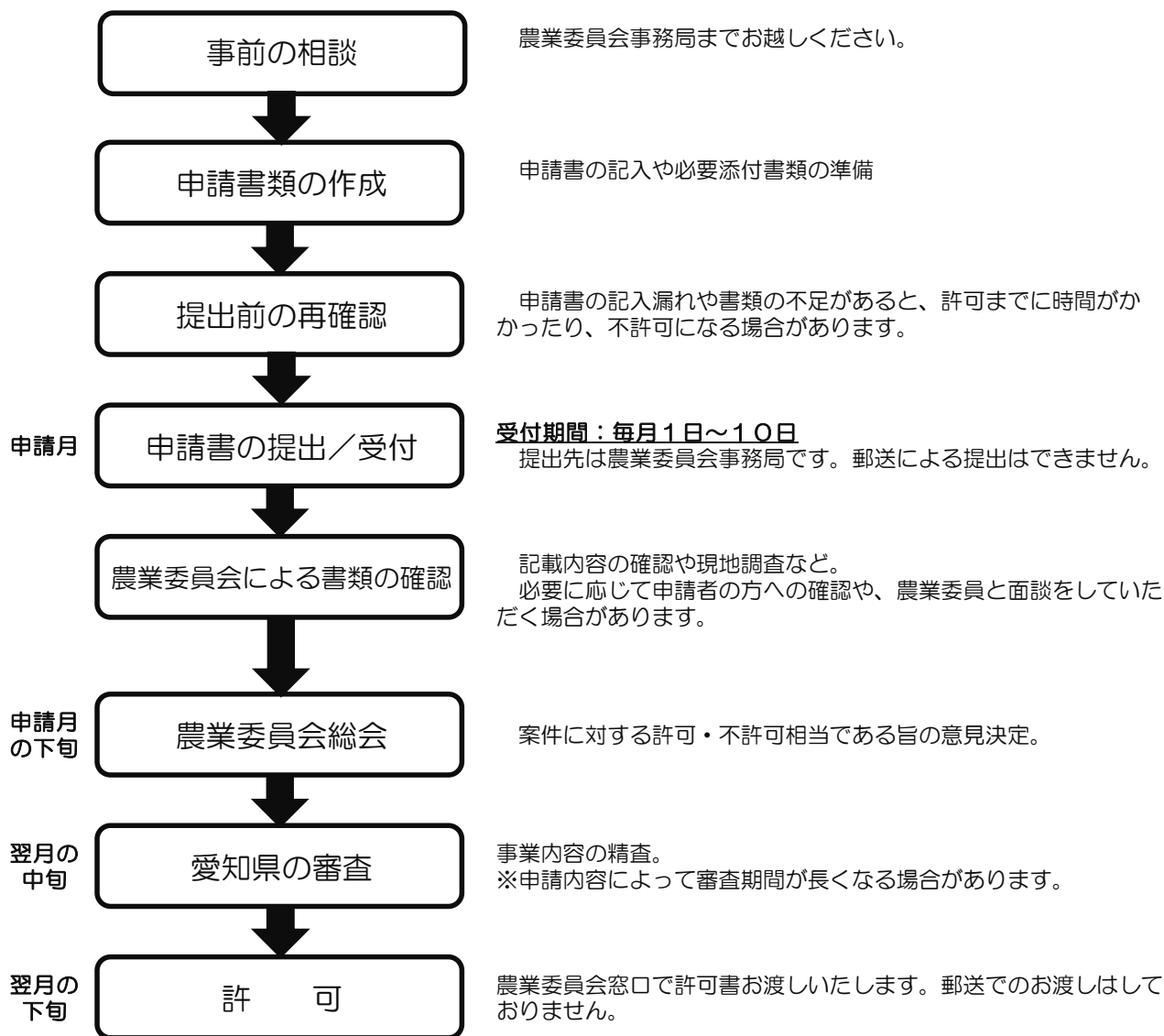
## 農地法の 許可 が必要です

※市街化調整区域の場合

農地に「家」や「店舗」などを建てることを農地転用といい、あらかじめ農地法に基づく愛知県知事の許可が必要です。（農地転用を伴う売買等も含む。）

この許可を受けずに行うと農地法違反となりますので、ご注意ください。

### 許可を受けるまでの流れ



※許可の基準は裏面をご覧ください。

## 農地転用の許可

対象となる農地の周辺状況や規模によって農地法上の農地の区分が判定され、それに応じた許可の方針が定められています。（立地基準）

また、申請内容の実現の確実性（転用計画の実施に必要な資力等）や、転用による周辺農地への影響性の有無等なども審査されます。（一般基準）

農地転用の許可は、立地基準と一般基準の両方を満たす必要があります。

### 立地基準の一例

農地区分	説明	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可 （農業用施設用地は可）
第1種農地	10ヘクタール以上の規模の一団の農地や、土地改良業の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可 （例外を除く）
第2種農地	鉄道の駅が500m以内にある等、市街化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地	農地以外の土地や第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	鉄道の駅が300m以内にある等、市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可

## 他法令の許可（重要事項）

住宅や店舗等の建設では、農地法以外の法律の許可が必要な場合があります。（例：都市計画法など）所管の部署への相談も併せて行う必要があります。

## 市街化区域内の農地転用

農地転用の許可の例外として、市街化区域内の農地転用は農業委員会への届出により行うことができます。

**農地転用の基準の確認等は農業委員会事務局までお問い合わせください。**

（連絡先）

**犬山市農業委員会（市役所3階 産業課内）**

**電話番号0568-44-0341 FAX0568-44-0367**

**Eメール 040900@city.inuyama.lg.jp**